

建管企第 118 号  
令和 6 年 9 月 4 日

(公社) 静岡県建築士会 会長 様

静岡県交通基盤部建築管理局  
建築企画課長

### 建築設計等委託料算定基準改定のお知らせについて

残暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、国が令和 6 年 1 月に「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（国土交通省告示第 8 号）」及び「官庁施設の設計等積算基準」並びに「官庁施設の設計業務等積算要領」を改定したことを受け、本県ではこれらの趣旨を踏まえて、建築設計等委託料算定基準を改定（以下、「新基準」という。）し、令和 6 年 10 月 1 日から適用することといたしました。

新基準については、令和 6 年 10 月 1 日以降に積算された設計業務等に適用されます。

なお、令和 6 年 9 月 30 日以前に積算された設計業務等については、旧基準が適用されていますので、御留意ください。

つきましては、貴会員へのお知らせとホームページへの掲載やメール配信などによる周知に御協力をお願いします。

担当 企画第 2 班 田代

電話 054-221-3374

F a x 054-221-2386

E-mail kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp